

平成22年9月29日

財団法人静岡市振興公社 行動計画（第1回）

当社に勤務する職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年10月1日から平成24年9月30日までの2年間

2. 内 容

- ◆目標1 計画期間内に育児休業を取得をしやすく、職場復帰しやすい環境の整備
女性職員の育児休業の取得率を75%とする
男性職員の子どもの看護休暇取得を1名以上とする

《対策》

- 平成22年10月1日～ 社内SNSや管理職会議等を活用し職員全員に制度の周知・啓発を行い、上記目標の水準達成を図る。
- 平成22年10月 ～ 定例会議等で各事業所での取得状況などの報告を行い、更なる啓蒙活動を行う。

- ◆目標2 計画期間中に小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる短時間勤務制度の措置の実施及び労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の拡充

《対策》

- 平成22年10月 ～ 制度の周知及び取得促進のため、社内SNS及び定例会議等での情報提供を行う。
- 平成23年 ～ 育児に伴う時間短縮制度及び看護休暇制度の範囲の拡充のため、制度の改定の実施

- ◆目標3 計画期間中に有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減のための措置の実施

《対策》

- 平成22年10月 ～ 年次有給休暇の取得促進のため、計画付与を実施する
ノー残業デーを設け、社内SNS及び定例会議等での周知を行う。